

令和6年10月31日
総務局

令和5年度における公文書の管理状況について

はじめに

平成29年7月1日、情報公開の基盤である公文書の適正な管理を図ることを目的として、東京都公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号。以下「条例」という。）が施行された。

条例第13条において、各実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事は毎年度、その概要を公表することとしている。

これは、都政の透明性を確保するとともに、公表に向けた点検、報告等の一連のプロセスを経ることで、各実施機関のチェック機能を働かせ、適正な公文書管理を推進することを目的とするものである。

本資料は、令和5年度における管理状況について、各実施機関から報告を受け、概要を取りまとめたものである。

1 対象機関

条例第2条第1項に掲げる以下の実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長及び下水道局長）、警視総監、消防総監及び東京都が設立した地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター及び東京都立病院機構）

2 対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、令和5年度末（令和6年3月31日）時点の状況

3 公文書の件数について

(1) 公文書の保有件数

実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならないとされている（条例第3条）。また、実施機関は、その責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて輕易な事案を除き、文書（電磁的記録を含む。）によりこれを行わなければならないとされている（条例第6条第1項）。

都の実施機関が、令和5年度末時点で保有する公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で6,066,436件であり、令和4年度末時点と比べると105,563件（1.8%）増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
政策企画局	31,355	10,206	7,078	11,910	671	1,067	423
子供政策連携室	2,540	1,117	719	557	46	17	84
スタートアップ・国際金融都市戦略室	5,317	954	1,232	3,044	14	64	9
総務局	246,940	51,922	59,776	102,532	11,107	17,734	3,869
財務局	75,364	12,029	20,236	23,238	6,610	12,633	618
デジタルサービス局	23,595	9,852	6,859	6,288	38	351	207
主税局	237,047	37,376	58,581	70,005	7,366	1,786	61,933
生活文化スポーツ局	129,253	27,980	36,407	53,533	1,407	9,462	464
都市整備局	179,732	30,869	40,395	45,648	47,377	14,271	1,172
住宅政策本部	83,688	17,286	21,865	36,322	5,867	2,035	313
環境局	97,138	23,354	31,069	37,923	3,454	925	413
福祉局	432,742	83,316	108,328	156,206	20,721	60,232	3,939
保健医療局	488,828	106,394	169,084	194,433	9,742	9,175	0
産業労働局	313,871	61,441	76,785	147,538	5,929	2,060	20,118
中央卸売市場	70,765	22,889	29,983	16,343	1,054	412	84
建設局	399,866	52,366	107,531	115,941	47,383	75,679	966
港湾局	85,849	18,626	38,844	19,445	1,768	5,826	1,340
会計管理局	22,299	3,643	3,534	11,199	3,638	190	95
交通局	102,138	23,380	37,448	20,710	10,385	9,643	572
水道局	297,838	27,667	15,248	37,830	45,350	74,400	97,343
下水道局	406,139	41,583	24,985	112,736	50,832	161,956	14,047
教育庁	2,259,875	767,815	671,335	683,437	15,728	47,153	74,407
選挙管理委員会事務局	9,470	2,165	2,008	2,036	402	1,132	1,727
人事委員会事務局	12,784	2,318	1,212	2,461	242	6,412	139
監査事務局	6,212	1,823	607	2,122	1,424	141	95
労働委員会事務局	8,583	2,952	1,534	2,272	39	1,766	20
収用委員会事務局	37,208	6,126	508	1,418	84	29,065	7
令和5年度 計	6,066,436	1,447,449	1,573,191	1,917,127	298,678	545,587	284,404
（参考）令和4年度 計	5,960,873	1,410,936	1,605,111	1,823,930	286,886	525,360	308,650
（参考）増減数	105,563	36,513	△ 31,920	93,197	11,792	20,227	△ 24,246
（参考）増減率(%)	1.8	2.6	△ 2.0	5.1	4.1	3.9	△ 7.9

（注）1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 年度をまたいで決定した場合等におけるシステム処理の都合上、令和4年度末時点の保有件数に令和5年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和4年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

3 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

4 組織別の数値は、令和6年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等
公安委員会	50 ファイル
警視庁	467,043 ファイル
東京消防庁	1,015,820 件
東京都公立大学法人	80,694 件
東京都立産業技術研究センター	19,259 件
東京都健康長寿医療センター	59,445 件
東京都立病院機構	75,284 件

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

2 地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成29年度以降の作成・取得分における保有件数としている。

3 東京都病院機構については、設立の令和4年7月以降の作成・取得分における保有件数としている。

4 各実施機関の文書管理システムの都合上、年度をまたいで決定した場合等において、令和4年度末時点の保有件数に令和5年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和4年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

(2) 公文書の作成・取得件数

実施機関が、令和５年度に新規に作成又は取得した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、1,132,925 件であり、令和４年度と比べると 17,315 件（1.5%）減少した。

組織別・保存期間及び保存期間満了後の措置別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別						保存期間満了後の措置	
		1年	3年	5年	10年	30年	その他	移管	廃棄
政策企画局	7,146	3,416	1,362	2,087	89	35	157	107	7,039
子供政策連携室	1,534	696	427	337	21	7	46	22	1,512
スタートアップ・国際金融都市戦略室	2,282	597	594	1,075	5	11	0	71	2,211
総務局	52,230	18,213	12,088	19,770	941	687	531	852	51,378
財務局	14,075	4,829	4,218	4,101	476	324	127	424	13,651
デジタルサービス局	6,406	3,280	1,331	1,739	6	50	0	30	6,376
主税局	52,482	17,194	14,236	10,545	1,115	108	9,284	404	52,078
生活文化スポーツ局	26,943	9,983	8,214	8,357	135	208	46	409	26,534
都市整備局	27,951	10,606	6,621	8,231	1,887	544	62	503	27,448
住宅政策本部	15,632	5,762	4,189	5,182	301	117	81	137	15,495
環境局	22,903	7,801	7,414	7,411	132	68	77	271	22,632
福祉局	79,110	25,603	23,774	26,015	1,260	2,169	289	1,969	77,141
保健医療局	75,263	28,897	23,186	22,121	482	304	273	519	74,744
産業労働局	68,993	21,862	15,949	26,069	413	39	4,661	173	68,820
中央卸売市場	16,609	8,032	5,545	2,899	118	10	5	45	16,564
建設局	68,835	19,537	20,290	22,433	3,592	2,715	268	2,714	66,121
港湾局	17,660	6,151	8,048	2,911	80	150	320	155	17,505
会計管理局	4,222	1,362	667	1,518	650	8	17	59	4,163
交通局	22,905	9,088	8,284	3,872	1,091	444	126	178	22,727
水道局	42,114	12,690	3,820	5,219	7,911	2,908	9,566	1,997	40,117
下水道局	50,261	15,765	4,065	17,415	3,583	7,566	1,867	1,075	49,186
教育庁	448,198	210,440	119,117	100,138	1,145	2,244	15,114	1,602	446,596
選挙管理委員会事務局	1,769	744	329	313	28	80	275	43	1,726
人事委員会事務局	1,996	873	169	512	15	390	37	242	1,754
監査事務局	1,273	661	131	329	113	13	26	11	1,262
労働委員会事務局	1,821	885	442	408	1	82	3	80	1,741
収用委員会事務局	2,312	1,771	116	275	1	149	0	123	2,189
令和5年度 計	1,132,925	446,738	294,626	301,282	25,591	21,430	43,258	14,215	1,118,710
(参考) 令和4年度 計	1,150,240	449,798	307,762	299,149	26,074	22,572	44,885	15,227	1,135,013
(参考) 増減数	△ 17,315	△ 3,060	△ 13,136	2,133	△ 483	△ 1,142	△ 1,627	△ 1,012	△ 16,303
(参考) 増減率(%)	△ 1.5	△ 0.7	△ 4.3	0.7	△ 1.9	△ 5.1	△ 3.6	△ 6.6	△ 1.4

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

3 組織別の数値は、令和６年４月１日時点の局等に合わせて表示している。

< 東京都文書総合管理システム利用外の局等 >

局等	件数等
公安委員会	14 ファイル
警視庁	100,139 ファイル
東京消防庁	392,281 件
東京都公立大学法人	23,470 件
東京都立産業技術研究センター	4,788 件
東京都健康長寿医療センター	9,486 件
東京都立病院機構	53,793 件

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(3) 公文書の廃棄件数

実施機関が、令和５年度に廃棄した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、984,403 件であり、令和４年度と比べると 78,364 件（7.4%）減少した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別				
		1年	3年	5年	10年	その他
政策企画局	4,845	2,754	1,357	627	2	105
子供政策連携室	30	30	0	0	0	0
スタートアップ・国際金融都市戦略室	644	250	306	84	0	4
総務局	44,451	14,865	15,706	11,555	641	1,684
財務局	11,794	4,249	4,740	2,105	313	387
デジタルサービス局	269	258	8	2	0	1
主税局	52,904	18,896	16,057	8,793	283	8,875
生活文化スポーツ局	18,784	7,012	6,971	4,066	412	323
都市整備局	19,352	8,102	6,098	4,126	684	342
住宅政策本部	10,714	4,123	3,639	2,559	192	201
環境局	12,989	5,543	4,791	2,189	420	46
福祉局	65,469	20,130	23,735	18,708	1,192	1,704
保健医療局	63,612	24,774	24,878	12,495	244	1,221
産業労働局	61,845	19,475	18,587	15,988	817	6,978
中央卸売市場	16,083	10,349	4,081	1,544	33	76
建設局	68,157	18,118	35,672	10,587	3,107	673
港湾局	19,624	6,335	10,554	1,992	72	671
会計管理局	1,494	664	355	445	0	30
交通局	22,102	9,007	9,683	2,408	697	307
水道局	45,101	14,928	4,618	7,524	1,199	16,832
下水道局	35,979	11,253	3,666	16,375	3,240	1,445
教育庁	403,496	189,296	121,307	75,964	678	16,251
選挙管理委員会事務局	1,083	597	272	210	3	1
人事委員会事務局	1,427	889	285	202	3	48
監査事務局	1,342	818	221	250	15	38
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0
収用委員会事務局	813	505	159	135	10	4
令和5年度 計	984,403	393,220	317,746	200,933	14,257	58,247
(参考) 令和4年度 計	1,062,767	413,434	335,142	220,128	16,829	77,234
(参考) 増減数	△ 78,364	△ 20,214	△ 17,396	△ 19,195	△ 2,572	△ 18,987
(参考) 増減率(%)	△ 7.4	△ 4.9	△ 5.2	△ 8.7	△ 15.3	△ 24.6

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
- 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。
- 3 組織別の数値は、令和6年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	10 ファイル
警視庁	107,805 ファイル
東京消防庁	189,884 件
東京都立大学法人	23,033 件
東京都立産業技術研究センター	2,667 件
東京都健康長寿医療センター	13,598 件
東京都病院機構	0 件

- (注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。
- 2 地方独立行政法人（東京都立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成29年度以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

3 東京都病院機構については、設立の令和4年7月以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

上記のうち、重要な公文書については、局の庶務主管課長の承認を得るなど、厳格な手続により廃棄を行っている。「重要な公文書」については、各実施機関において以下のような公文書を対象としている。

＜例＞

- ・ 決定権者が部長以上の職にあり、かつ、保存期間が5年以上の起案文書（知事部局等）
- ・ 条例案及び規則案の原議の写し（公安委員会、警視庁）

令和5年度に廃棄した重要な公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、52,879件であった。

組織別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数等
政策企画局	53
子供政策連携室	0
スタートアップ・国際金融都市戦略室	34
総務局	1,547
財務局	1,388
デジタルサービス局	0
主税局	9,846
生活文化スポーツ局	1,400
都市整備局	1,759
住宅政策本部	928
環境局	368
福祉局	4,626
保健医療局	1,603
産業労働局	6,480
中央卸売市場	640
建設局	6,988
港湾局	807
会計管理局	16
交通局	1,568
水道局	4,280
下水道局	6,672
教育庁	1,732
選挙管理委員会事務局	0
人事委員会事務局	31
監査事務局	95
労働委員会事務局	0
収用委員会事務局	18
令和5年度 計	52,879
(参考) 令和4年度 計	69,853
(参考) 増減数	△ 16,974
(参考) 増減率(%)	△ 24.3

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	0 ファイル
警視庁	320 件
東京消防庁	706 件
東京都公立大学法人	1,679 件
東京都立産業技術研究センター	0 件
東京都健康長寿医療センター	0 件
東京都病院機構	0 件

(注) 公安委員会においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(4) 公文書館への移管件数

実施機関は、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当する公文書については、保存期間満了後、公文書館に移管するものとされている（条例第7条第2項、第10条第1項）。

知事部局では、保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められ、又は公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとされている（東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）第49条第1項）。

令和5年度は、各実施機関から8,002件の公文書が移管されている。

(注) 上記の件数には、東京都文書総合管理システムに登録されない帳票、史資料等を含む。

(5) その他

① 保存期間を延長した公文書の件数

実施機関は、必要があると認めるときは、公文書の保存期間を延長することができるとされている（条例第10条第2項）。

具体的には、現に監査、検査等の対象となっている公文書、契約や協定締結等に関する公文書で次期改正時期まで保存が必要なもの等が該当する。

各実施機関が、令和5年度に保存期間を延長した公文書は、全体で1,089件となっている。

令和5年度	令和4年度	増減数
1,089	1,642	△ 553

② 滅失した公文書の件数

実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないとされている（条例第8条）。

令和5年度において、保存期間満了前の誤廃棄等が判明したものが、全体で83件あった。

当該事案については、局の庶務主管課長等への通知等、必要な事務処理を行うとともに、必要な保存期間の確認等、公文書としての適正な管理について所属内の意識啓発を図るなど、再発防止に向けた措置がとられている。

令和5年度	令和4年度	増減数
83	48	35

③ 保存期間満了前に特別の必要が生じて廃棄手続をした公文書の件数

令和5年度において、特別の必要が生じたことにより、保存期間が満了する日の前に公文書を廃棄の手続をした事案が、全体で876件あった。

具体的には、特別区の児童相談所設置市への移行に伴い関係公文書について廃棄扱いとした上で当該区に引き継いだ事案等がある。

なお、当該事案については、局の庶務主管課長の承認を得る等の必要な手続をとった上で、廃棄を行っている。

令和5年度	令和4年度	増減数
876	477	399

4 公文書管理に係る研修の実施状況について

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならないものとされている（条例第4条第1項）。

令和5年度の、各実施機関における上記研修の実施状況は、以下のとおりである。

東京都職員研修所が実施する研修は、各職層における新任職員を、総務局総務部文書課が実施する研修は、各局等の文書事務担当者を対象として行われたものである。

また、各局等において、新規採用職員、他局からの転入職員、各課文書取扱主任等を対象に、組織の実状に応じた研修が行われている。

令和5年度は、集合研修のほか、オンライン開催によるものも多く実施された。

実施主体	種別	実施回数(回)	延べ参加者数(人)
東京都職員研修所	統括課長代理研修	2	147
	課長代理研修	6	666
総務局総務部文書課	文書事務講習会	1	42
	総務局実務研修(文書事務)	1	88
各局等	文書事務、文書審査研修等	92	7,760
令和5年度 計		102	8,703
(参考) 令和4年度 計		104	4,925
(参考) 増減数		△ 2	3,778
(参考) 増減率(%)		△ 2	77

(注) オンライン開催又は書面開催のうち参加者を把握していないもの(受講登録不要のもの)は、実施回数のみ計上している。

このほか、eラーニングの実施や、上記研修の参加者による職場内研修等の取組も実施された。

5 公文書管理に係る点検の実施状況について

(1) 点検の実施状況

実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならないとされている（条例第12条）。

令和5年度の、各実施機関における点検の実施状況は、以下のとおりである。

原則として課を単位として実施することとし、対象となる 2,117 課等の全てにおいて実施された。

課等の数	実施した 課等の数	実施回数		
		1回	2回	3回以上
2,117	2,117	1,894	187	36

主な点検の内容は、以下のとおりである。

- ・ 重要な事案について経過資料を作成するとともに、起案文書への添付等を行っているか。
- ・ 公文書の保存期間について、適切に設定するとともに、必要に応じて見直しを行っているか。
- ・ 秘密文書（紙文書）について、施錠できるロッカー等に厳重に保管しているか。
- ・ 公文書を廃棄するときは、公文書の件名、廃棄する日、廃棄の方法等を記載した起案文書によって、廃棄する旨の決定をしているか。
- ・ 公文書廃棄を決定する起案文書の保存期間満了後の措置は、「移管」になっているか。
- ・ 紙文書を廃棄する場合、移管対象文書が含まれていないことを確認した上で現物の廃棄を行っているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、登録、保存等の処理が未了の公文書について、課内文書一覧等を定期的に確認し、課内文書の状況を把握しているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、「公開件名」を適切に設定しているか（公開すべきでない情報が含まれていないか）。

(2) 主な改善事例

点検の結果、以下のような事例が判明した。

主な事例	改善状況
文書総合管理システムにおいて、未保存文書が多数存在した。	担当者に保存処理を依頼するとともに、各職員に対し、決定後の処理を速やかに行うよう改めて周知し、定期的に文書の保存状況を確認し、処理依頼を行っていくこととした。
文書公開決定の処理が、定期的に行われていない部署が存在した。	毎月1回程度を目安に文書の公開決定を行うよう、周知を行っていくこととした。
廃棄決定済みの紙文書について、廃棄が行われていないものがあった。	適切に廃棄処理を行うとともに、公文書の適正な廃棄手続について再周知させた。
公文書館への移管対象文書について、移管受入期間中に公文書館に移管できなかった文書が存在した。	移管に向けた手続きを進めるとともに、今後適正に処理するよう注意喚起を行った。

このような事例が見受けられた課においては、改善措置が実施され、令和5年度末時点において、概ね適正な管理状況となっている。

総務局総務部文書課

文書指導担当

03-5388-2329